

県参考資料 1

事務連絡
令和2年4月13日

各市町村防災担当課（室）長 様

鳥取県危機管理政策課長
（公印省略）

避難所における新型コロナウイルスへの対応について

このことについて、内閣府、消防庁及び厚生労働省から、別添のとおり注意喚起の文書が発出されており、各市町村に対しても内容の周知と対応をお願いしているところですが、現在県内全域に、大雨注意報、暴風警報及び波浪警報が発出されており、今後の状況によっては、避難勧告等の発出に伴い、避難所開設を判断する市町村が出てくることも想定されます。

このような状況を鑑み、国の文書の内容を改めて確認していただくとともに、特に下記の内容を含め、事前の準備・対応に万全を期していただくようお願いします。

記

1 可能な限り多くの避難所を開設

通常 of 自然災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図り、避難者の密度が高まらないよう配慮すること。また、利用可能なホテルや旅館等の活用等も検討すること。

2 避難者の健康状態の確認

避難所へ到着した時に体調不良者を早期発見できるよう、検温など可能な限りの健康チェックを行い、健康状態を把握すること。

3 頻繁な手洗い、咳エチケット等基本的な衛生対策の徹底

避難者及び避難所運営スタッフの、基本的な衛生対策を徹底すること。

4 避難所内での十分な換気の実施、避難者の十分なスペースの確保

必要に応じて、段ボールベッドや段ボール間仕切りを活用すること。

※段ボールベッド等については、県の協定締結先への発注も検討します。

この他、避難者が新型コロナウイルス感染症を発症の疑い又は発症した場合については、保健部局とも連携の上、適切な対応を図ること。

担 当

鳥取県危機管理局

危機管理政策課企画担当 原

電 話 0 8 5 7 - 2 6 - 7 5 8 4

ファクシミリ 0 8 5 7 - 2 6 - 8 1 3 7

電子メール kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp

府政防第 779 号
消防災第 62 号
健感発 0401 第 1 号
令和 2 年 4 月 1 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部(局)長
衛生主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(避難生活担当)
(公印省略)

消防庁国民保護・防災部
防災課長
(公印省略)

厚生労働省健康局
結核感染症課長
(公印省略)

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。このような中、貴殿におかれましても、国民の生命を守るため、まん延防止や医療の提供等、新型コロナウイルス感染症への対策に日々ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定)(以下「基本的対処方針」という。)により、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して対策を進めているところです。

こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期することが重要となってきます。ついては、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願いいたします。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチ

ケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意するようお願いいたします。

発災時には政府としても、基本的対処方針に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

なお、対策を講ずるに当たっては、既にご承知おきのこととは思いますが、以下のホームページも参考にしてください。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(参考)

- ・ 新型コロナウイルスに関する Q & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・ 一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項

（日本環境感染学会HP）

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課
神田、館野（たての）
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課
加藤
TEL 03-3595-2257（直通）

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 防災担当主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長

避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているところであり、本日、7都府県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け）を通知したところです。

このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただけるようお願いいたします。

なお、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部改定）に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

（可能な限り多くの避難所の開設）

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

（親戚や友人の家等への避難の検討）

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

（自宅療養者等の避難の検討）

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

（避難者の健康状態の確認）

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」※における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※ 避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版

平成22年度厚生労働科学研究費補助金

「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成

（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）

- ・避難者や避難所運営スタッフは、頻りに手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

（避難所の衛生環境の確保）

- ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

（十分な換気の実施、スペースの確保等）

- ・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

（発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保）

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

（避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合）

- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（平成28年4月改定）内閣府（防災担当））において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月 内閣府（防災担当））において、「感染者患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

（参考）

- ・新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項
（日本環境感染学会HP）
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉

TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

神田、舘野（たての）

TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課

加藤

TEL 03-3595-2257（直通）

風水害対策の徹底と避難所でのコロナウイルス感染症対策について

令和2年5月20日
危機管理政策課

- ① 6月からの出水期に備え、**誰ひとり逃げ遅れることなく安全に避難する意識を住民一人ひとりが持つよう**、以下の点を住民に周知してください。

- ・ 早め早めに安全な場所に避難すること（自主避難含む）
- ・ 「警戒レベル4」で、**全員避難**すること
- ・ 防災・気象情報をこまめにチェックすること など

- ② 併せて、避難勧告等の避難情報の発出については、従来どおり以下の点に留意してください。

- ・ 夜間の状況も勘案して、早め早めに発出すること（可能な限り日中）
※状況が急変した場合には、夜間でも避難情報の発出を検討すること。
- ・ **多様な手段**を用いて、確実に住民へ伝達すること

- ③ なお、今季については**新型コロナウイルス感染症のまん延状況**を鑑み、住民へは①の内容に加えて、以下の内容の周知徹底を図ること。

- 【避難を検討される方】
 - ・ 住民一人ひとりが、自身の健康状態を確認すること
 - ・ 近隣の親戚・知人宅への避難も検討すること（状況に応じて、屋内での安全確保）
 - ・ 必要な物は持参すること（食料・水、マスクなど）
- 【避難をされた方】
 - ・ 基本的な衛生対策を徹底すること（マスク着用、手洗い、咳エチケットなど）
 - ・ 避難者同士が十分な距離をとること（概ね2m）

- ④ ③と関連して、市町村は以下の点に留意して、避難所の準備・運営に当たること。
※準備に当たっては、県補助金も十分に活用してください。

- ・ 可能な限り多くの避難所を確保すること
→特に、**自宅待機者（無症状だが2週間自宅待機など）への対応のため、あらかじめ受け入れのための施設を想定・用意を進めること**
- ・ **体調不良者への対応のため、避難所施設としての体育館のほか、教室等別室の活用も検討すること**
- ・ 避難者の健康状態を確認すること（避難時、避難生活時）
- ・ 避難所内での十分な換気の実施すること
- ・ 避難者の十分なスペースの確保をすること

令和2年度新型コロナウイルス感染症対策避難所特別支援事業について

令和2年5月20日 危機管理政策課

○新型コロナウイルス感染症がまん延している状況において、6月からの出水期を控え、市町村は避難所に避難する全ての避難者の健康状態を確認し、避難所内の衛生対策を徹底するという、今までに経験がない業務に対応する必要がある。そのための準備を全県的に早急に進めるため、緊急的な支援を実施することとした。

○市町村においては、本事業を活用しながら、住民が感染症のリスクから避難所への避難をためらうことがないよう、安全安心な避難所の環境整備に努めていただきたい。

※鳥取県が緊急事態宣言の対象となった4月16日以後の市町村の取組についても特例的に支援の対象とする。

1 対象経費、補助率など

| 1 補助事業 | 2 事業実施主体 | 3 補助対象経費 | 4 補助率 | 5 限度額 |
|------------------------------|-------------|-------------------------------------------------|----------|--------------------|
| 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策避難所特別支援事業 | 市町村 | 指定避難所において、新型コロナウイルス感染症対策の実施に必要な需用費（消耗品費）、備品購入費等 | 2/3 | 市は1,000千円、町村は400千円 |

※全19市町村が対象。事業費10,000千円（1,000千円×4市、400千円×15町）

※「新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費（財政課補正予算）」にて対応

2 資機材の整備例 ※整備例に関わらず、補助事業の目的に合致するものは対象とする。

| 避難者の健康状態の確認 (避難時及び避難所生活時) | 体調不良者への対応 |
|-------------------------------------------------------|------------------|
| 非接触型体温計、消毒液、サージカルマスク、ガウン（代替品として、雨合羽も可）、体温計、アルコールタオル 等 | 間仕切り、プライベートテント 等 |

避難所における新型コロナウイルス感染症対策について（本補助金の適用例）

令和2年4月28日（5月15日修正） 危機管理政策課

新型コロナウイルス感染症がまん延している状況において、6月からの出水期を控え、市町村は避難所に避難する全ての避難者の健康状態を確認し、避難所内の衛生対策を徹底するという、今までに経験がない業務に対応する必要がある。そのための準備を全県的に早急に進めるため、緊急的な支援を実施することし、以下に想定されるフロー図と本補助金の適用例を整理する。

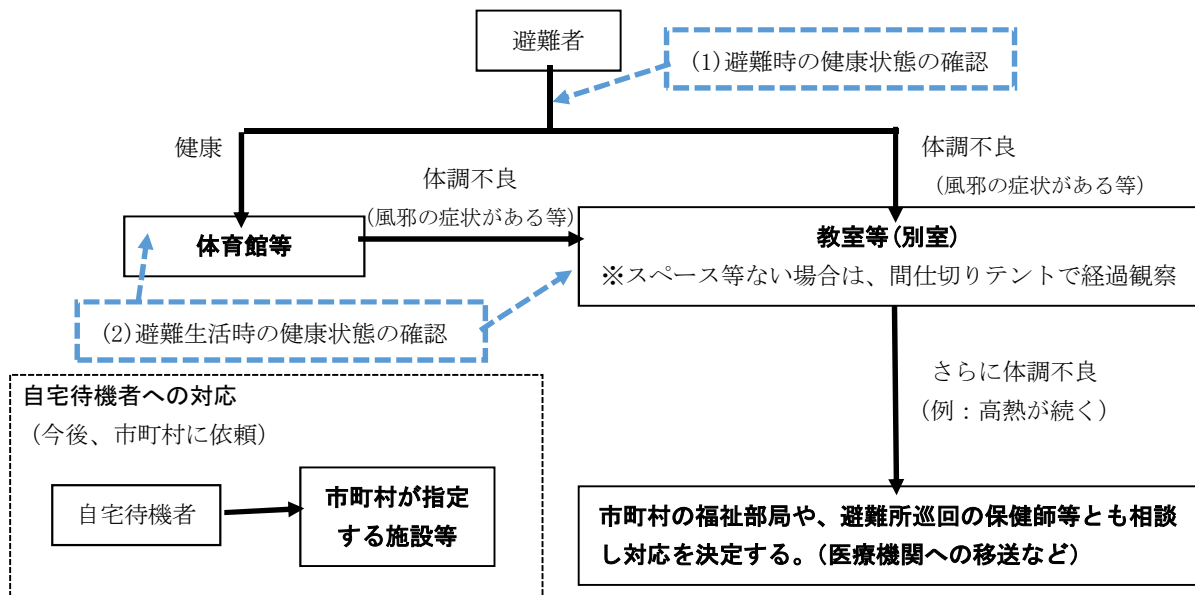
- ※ PCR検査で陽性となった者で、指定医療機関で療養中の者、宿泊療養をしている軽症の者、自宅待機者（PCR検査で陰性となったが2週間の経過観察を求められている者及び検査結果待ちの者）については、別途対応を検討する。

1 避難者の健康状態の確認

- (1) 避難時：検温や問診により、避難所に受け入れる前に避難者全員の健康状態を確認する。
(必要な資機材例：非接触型体温計、消毒液、サージカルマスク)
- (2) 避難所生活時：(1) 以後、避難者の健康状態を毎日確認する。（保健師等の巡回も実施）
可能であれば、避難者自身による検温も実施する。
(必要な資機材例：上記1の資機材に加え、電子体温計及びアルコールタオルなど)

2 体調不良者への対応

- できる限り別室を準備する。
スペース等がない場合は間仕切りテント等でスペースを確保する。
(必要な資機材例：間仕切りテントなど)



【参考：新型コロナウイルス感染症を発症の判断の目安（5月8日修正）】

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - 重症化しやすい方（※）や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
 - 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)
- ※小児の場合も、上記を目安とすること。

(このほか、初期症状の可能性のあるもの)
○味覚、嗅覚の異常（味や匂いがわからなくなる）

鳥取県

安全・確実な住民避難につなげる水防対策事業



ワンテンポ早い積極的な避難を心がけましょう！

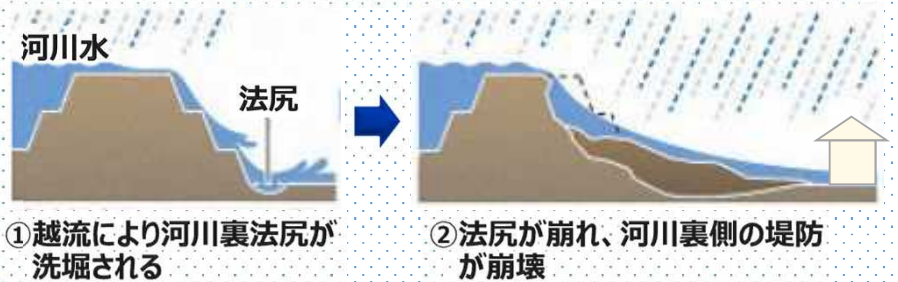
◎ 大規模な豪雨による堤防決壊

平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風(19号)では、大規模な豪雨が発生した結果、多くの河川において堤防が決壊し、甚大な水害が発生しました。

堤防が決壊した主な要因としては、治水施設の能力を超えた降雨量となり、長時間にわたり河川水が堤防を越えたため(越流)、決壊に至ったと推定されています。

鳥取県でも、こうした大規模な豪雨による堤防決壊が発生する可能性があります。

【平成30年7月豪雨（倉敷市）】



◎ 鳥取県の主な取組

このため、従来の河川整備に加えて、**住民の皆様の安全・確実な避難行動につなげるための事業を推進しています。**

【堤防強化工事】



【水防活動の強化】



【河川情報施設の増設】



◎ 安全・確実な避難行動

各種の防災情報を入力して、地域で助け合って安全・確実に避難をしてください。



<担当> 鳥取県 県土整備部河川課水防担当
〇〇県土整備事務所〇〇〇〇課

0857-26-7386
0000-00-0000



鳥取県では、**住民の皆様の安全・確実な避難行動につなげるため**、様々な防災情報を提供しております。
市町村から**警戒レベル4が発令されたら、全員避難**をしましょう。

鳥取県 防災情報

- 鳥取県内の雨量、水位情報のほか、気象情報（注意報、警報）や土砂災害警戒情報などが確認できます。

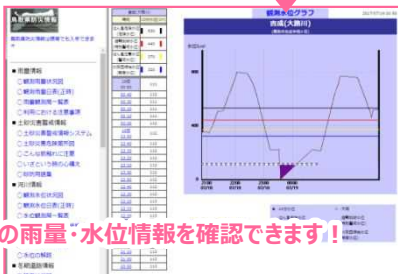
鳥取県防災情報のアドレスはこちら

<http://tottori.bosai.info/>



▲QRコードからもアクセスできます

各観測地点の雨量・水位情報を確認できます！



あんしんトリピーメール

- あんしんトリピーメールは登録いただいた方の携帯電話やスマートフォン等に鳥取県内の防災情報等をメールでお送りするサービスです。
- 登録料は無料です。
※メールの送受信に必要な通信料は利用者の負担となります。



かんたん!! 登録方法

e-tottori-safe@xpressmail.jp

上記アドレスに、件名・本文を入力せずにメールを送信してください。



▲QRコードからもアクセスできます

アプリもあります!! ~あんしんトリピーなび~

- 鳥取県が提供する無料の総合防災アプリ「あんしんトリピーなび」もあります。ぜひご利用ください。

鳥取県河川監視カメラ提供システム

- 鳥取県内の主な河川のライブカメラ画像が見られます。

<http://kasenkanshi-data.users.tori-info.co.jp/>



◀ QRコードからもアクセスできます

▲ 鳥取県河川監視カメラ提供システムへのアドレスはこちら

各観測地点の水位状況が一目で分かる!

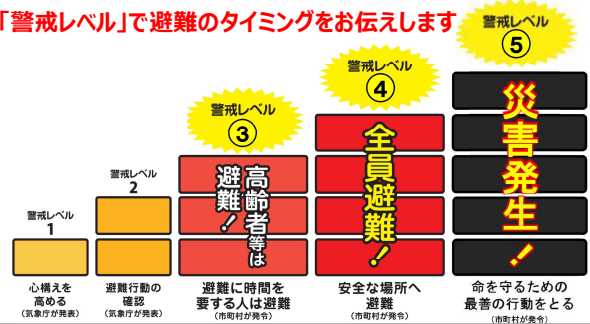


地図上の観測地点を選択すると...

警戒レベル情報

- 2019年から、災害の高まりに応じて5段階の「警戒レベル」を用いた避難情報が発令されています。
- 市町村から「警戒レベル③」や「警戒レベル④」が発令された地域にお住まいの方は、安全な場所へ避難をしましょう。

「警戒レベル」で避難のタイミングをお伝えします



川の水位情報 ~危機管理型水位計を増設しています~

- 近年、洪水時に特化した「危機管理型水位計」を増設しています。
- 「川の水位情報」ホームページで多くの河川の水位情報が確認できます。



危機管理型水位計の設置例

川の水位情報のアドレスはこちら

<https://k.river.go.jp/>



▲川の水位情報QRコード▲